

# 第69回 定時株主総会 招集ご通知

平成28年4月1日～平成29年3月31日

日時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時  
（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）

場所 東京都千代田区神田錦町三丁目19番地 1  
当社 5階会議室  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

不二ラテックス株式会社

証券コード：5199

## 目次

招集ご通知	1
（添付書類）	
事業報告	2
連結計算書類	21
計算書類	31
監査報告書	39
株主総会参考書類	43
第1号議案 株式併合の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く。）5名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役 3名選任の件	

証券コード 5199  
平成29年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1  
**不二ラテックス株式会社**  
取締役社長 伊 藤 研 二

## 第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）午後5時40分までに折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1  
当社 5階会議室
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  - 1 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 2 第69期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
  - 第1号議案 株式併合の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujilatex.co.jp/>）に、修正後の内容を掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境に改善の動きが見られ、設備投資も増加するなど全体としては緩やかな回復基調が持続しました。

また、世界経済は、主要な先進国を中心に全体として緩やかな回復が継続しました。米国では雇用環境の着実な改善を背景に堅調に回復が続き、欧州では英国のEU離脱問題等があるものの緩やかな回復基調となりました。アジア地域の新興国では一部に停滞感はあるものの、中国では政府の景気対策を背景に比較的安定した成長となりました。

このような事業環境のもと、より快適で豊かな暮らしに貢献できる製品造りをコンセプトに、お客様の多様なニーズに迅速・的確に対応するため、新技術・新製品開発へ積極的に取り組んでまいりました。また、生産能力の向上を図るため工場の増築を行い、最新の生産設備の増設と拡充を進め稼働を開始いたしました。生産能力の強化による増産体制の構築と生産性向上を実現いたします。また、総人員の圧縮と適正配置、在庫管理の徹底による削減と適正数量確保、間接費用の継続的削減活動の展開など、生産体制の合理化と業務の効率化を継続して推進し企業体質の強化に努めてまいりました。さらに、生産から出荷・在庫管理に亘る管理システム全般の整備を継続的に推進し生産体制の強化を図るとともに、強固な事業基盤の構築に努めてまいりました。また、海外展開を強化すべくドイツ代表事務所を開設いたしました。

中核事業のひとつである医療機器事業は、主力のコンドームを取り巻く国内市場環境は依然として厳しい状況が続いております。一方、海外市場においては継続的なアプローチが奏功し、継続的かつ安定的なオファーを確保し新たな展望が開けました。もうひとつの主力部門である精密機器事業は、国内外の製造関連企業を中心とした顧客ニーズに対応すべく、生命線である製品開発に取り組むと同時に、積極的な提案営業を展開してまいりました。また、より一層の生産体制強化を図るため、工場増築に合わせ複数の生産ラインを新規に投入してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、72億3千万円と前年同期と比べ3億2千1百万円(4.7%)の増加となりました。

また、利益面につきましては、価格競争激化、新製品販売に向けた販促費投入、工場増築に伴う一時的費用負担、設備導入による減価償却費負担や一部在庫の評価減計上等の利益圧

迫要因がありました。一方、設備投資を中心とした生産合理化と経営全般に亘る効率化を図るとともに諸経費の節減に努めましたが、営業利益は5億5千万円と前年同期と比べ1億2百万円(△15.7%)の減益となり、経常利益は5億7百万円と前年同期と比べ6千2百万円(△10.9%)の減益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は3億9千2百万円と前年同期と比べ1千3百万円(△3.4%)の減益となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。なお、セグメント損益は、営業利益または営業損失に基づいております。

### ① 医療機器事業

主力のコンドームは、国内市場においては大型小売店・ドラッグストア・コンビニエンスストアを中心とした販売チャネルの拡大および新規ルートの開拓に加え、ネット販売についてもWeb広告の展開や販売体制構築を重点的に推進いたしました。また、ドラッグストア、量販店とのタイアップ企画や販促キャンペーンの展開や、SNSを媒体とした販促活動にも注力いたしました。マーケットリサーチの展開、店頭販売協力体制の強化、定番品の確保、周辺カテゴリー商品の新規投入を進めシェア拡大を推進いたしました。

国内市場では依然として消費の減少傾向、価格競争、価格の2極化が続きました。また、ここ数年来の天然ゴムに代わる新素材製品のシェア上昇傾向も続きました。新素材コンドームは継続的に販促を強化すると同時に、新製品を投入しラインナップの充実を図りました。天然ゴム素材製品を主体とする当社は厳しい展開を余儀なくされましたが、新素材商品の底上げもあり増収となりました。また、冷却商品は売れ筋アイテムへの絞込みが奏功し売上、利益とも前年水準を維持いたしました。一方、輸出につきましては、アジア地域・欧州を中心とした日本製高品質をアピールした提案と新規開拓を継続いたしました。継続的な営業活動と生産体制再構築の取り組みが奏功し、安定的な受注が可能となり大幅な増収となりました。

メディカル製品については、医療現場での感染防止意識の高まりにつれて、超音波診断装置等のプローブカバー(感染予防製品)、内視鏡用の医療バルーンを中心として引き続き堅調に推移いたしました。また、医療現場のニーズに応えるべく開発したアレルギーフリー新素材製品は市場の認知度も上がり、引き続き堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は20億9千8百万円と前年同期と比べ1億1千5百万円(5.8%)の増加となりました。

セグメント損益は、生産合理化投資を継続的に進める中で、一定の増産・増収効果は認められたものの、製造ライン改造等による稼働率の低下や減価償却費負担等により、2千1百万円の損失(前年同期は1千8百万円の利益)となりました。

## ② 精密機器事業

主力のショックアブソーバおよびロータリーダンパーは、継続的な提案営業の展開や景気回復に伴い引き続き受注は堅調に推移いたしました。国内市場においては、ユーザー評価の高い主力製品の小型ショックアブソーバおよび小型ロータリーダンパーが、製品バリエーション強化と性能面の進化により、売上と利益に安定的に寄与いたしました。従来から主要な市場として位置付け、重点的に市場開拓を継続している住宅設備関連は、上半期の生産調整の影響も払拭され大幅な増収となりました。家電、複合機関連、自動車関連の分野でも受注は堅調に推移いたしました。また、一般産業用生産設備の分野では下半期より設備投資が徐々に回復し、産業用向けショックアブソーバは大幅な受注増となりました。海外市場では当社の大手取引先の生産調整により受注が伸び悩み、前年を下回る実績となりましたが、新たな顧客からの受注増加が見込まれます。また、拡大する国内外の受注に対応すべく、生産能力の増強に向けた工場の増設が完了し稼働を開始いたしました。

当連結会計年度についても、従来から推進している製造ラインの全自動化・半自動化、加えて増産に向けた自動化ラインの新規投入による製造原価低減、人員の適正配置を含めた生産効率化と製造経費の低減、販売費節減への継続的取り組みを行い、コスト圧迫要因の吸収に注力いたしました。

この結果、売上高は45億1千9百万円と前年同期と比べ2億6千5百万円(6.2%)の増加となりました。

セグメント利益は、工場増設による生産合理化をベースとした原価低減が実現する一方、海外での利益率の高い製品の販売比率低下や、工場増築に関連した修繕費等の一時的負担が利益を圧迫し、9億2千3百万円と前年同期と比べ2千1百万円(△2.3%)の減益となりました。

## ③ SP事業

ゴム風船が主力となる販促用品市場はニーズの多様化と市場の縮小が続きましたが、景気が回復する中、広告販促活動やイベント等が徐々に増加しました。従来から継続している提案営業をベースにした新たな企画商品の提案が評価され、新規の大型案件の受注が実現しました。主力のゴム風船およびフィルムバルーンの受注も徐々に回復しました。売上はやや苦戦しましたが、新たな制作委託先の開拓や物流の見直しによるコスト削減が奏功し増益となりました。また、下半期には売上、利益とも底を脱し、回復基調に転じました。

この結果、売上高は5億3百万円と前年同期と比べ1千3百万円(△2.7%)の減少となりました。

セグメント利益は、2千3百万円と前年同期と比べ1千万円(86.0%)の増益となりました。

#### ④ その他

売上高は1億9百万円と前年同期と比べ4千5百万円(△29.5%)の減少となりました。

セグメント利益は、減収となったものの一定の利益率を確保し、1千5百万円と前年同期と比べ1千6百万円(△51.0%)の減益となりました。

#### 報告セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前連結会計年度比増減(△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
医療機器事業	1,982,272 千円	28.7 %	2,098,208 千円	29.0 %	115,936 千円	5.8 %
精密機器事業	4,253,582 千円	61.6 %	4,519,003 千円	62.5 %	265,420 千円	6.2 %
S P 事業	517,557 千円	7.5 %	503,715 千円	7.0 %	△13,841 千円	△2.7 %
そ の 他	155,048 千円	2.2 %	109,261 千円	1.5 %	△45,787 千円	△29.5 %
合 計	6,908,460 千円	100.0 %	7,230,187 千円	100.0 %	321,727 千円	4.7 %

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、医療機器事業および精密機器事業等を中心に全体で9億2千2百万円の設備投資を実施しております。

#### (3) 資金調達の状況

平成28年12月30日に第21回無担保社債2億円を発行いたしました。また、新栃木工場増築を目的として、平成28年3月31日に締結したシンジケーション方式によるタームローン契約に基づき7億円の資金調達を実行いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

消費者ニーズの多様化、技術革新、製造業拠点のグローバル化、安全や環境問題、ガバナンスへの取り組み強化等、当社を取り巻く中長期的事業環境につきましては、その基本的構図は大きく変わらないものと予想されます。

この様な経営環境の下、中長期的な経営の基本方針に基づき、引き続き以下の課題に取り組んでまいります。

### ① 技術力の強化、新製品の開発

新技術、新製品の開発は当社の生命線と考えております。医療機器事業の中核であるコンドーム市場では、新たな素材の製品を中心に展開するなどの環境変化が見られます。海外も含め新たなマーケットを創造すべく、新素材の開発、革新的製法への転換、斬新な発想に基づく製品開発を進めてまいります。精密機器事業ではハイレベルでユニークな製品を生み出す技術力をバックに、素材と機能性を睨んだ製品開発力・企画力をベースとして、ニッチトップ企業を目指し開発基盤を強化してまいります。生産工場においては、新製品開発と効率生産を可能にする最新設備の拡充を継続的に推進してまいります。加えて、永年培ってきた技術・技能を受け継ぐべき人材の育成に取り組んでまいります。特に、中核となる戦略製品群につきましては革新的な生産技術の開発にチャレンジし、競合他社との差別化とリーディングカンパニーとしての揺るぎ無い地位を確立してまいります。

これらの新技術、新製品を武器に国内はもとより海外の市場を視野に入れて積極的に営業を展開いたします。

### ② 新分野・新商材・新規事業への取り組み

当社の中核事業に加え、既存の技術力・営業基盤を生かし新たなコア事業の発掘、創造は必須であり、戦略的M&Aの手法の活用や新規アライアンスを推進いたします。同時に積極的に新分野を開拓し、事業領域の拡大と成長分野への進出を実現してまいります。

### ③ 生産性向上と合理化、効率的な設備投資

生産革新によるQCDの追求を基本方針に、全社を挙げてコスト意識の徹底を図ります。同時にISOをベースとした管理体制の強化に注力し、生販一体となった業務運営による生産性の向上を追及いたします。自動化生産設備の開発と積極的な導入を柱とした生産能力の拡大だけでなく、既存設備の更新等にあたっては抜本的な生産システムの再構築を視野に、ローコスト運営に資するシステム化を図りつつ投資効率の高い設備改革に取り組んでまいります。その一環として実施した新栃木工場の増設も完了し、生産能力の増強と開発力の強化をさらに推進いたします。また、生産拠点の防災対策のみならず実効性の高い事業継続計画の策定を進めてまいります。

#### ④ 海外市場の開拓、ネットワークの拡大

医療機器事業、精密機器事業、S P事業とも新規の販売ネットワークの拡大に取り組んでまいります。中国に有する販売・生産拠点の拡充を進め、中国、欧米、東南アジアへの展開を図り高度な技術に裏付けされた当社ブランドを前面に掲げた多面的な取り組みを推進いたします。また、徐々に取引ウェイトが高くなる海外の顧客への対応力強化のために開設したドイツ代表事務所を中心に、営業および技術面のサポート体制を拡充いたします。

#### ⑤ 人材の確保と育成

グローバル規模で成長を目指すうえでは組織体制の強化は不可欠であり、優れた人材の確保と育成は最重要課題のひとつとして認識しております。個々の能力とモチベーション、新たな創意工夫を引き出すために働きがいのある職場環境の整備を行い、優秀な人材の採用と育成に注力いたします。

#### ⑥ 財務体質の強化

製造業としてその根幹をなす生産設備および研究開発関連への投資資金を確保するために、収益の拡大を図ってまいります。さらに、課題のひとつに掲げた生産性向上と合理化の推進により総合的なモノづくりシステムの改善を図り、受注から出荷に至る一連の生産サイクルにおける適正棚卸資産の維持と製造コストの削減に努めてまいります。同時に、自己資本の増強と有利子負債の削減により、経営環境の変化に柔軟に対応できる財務体質の強化に努めてまいります。

#### ⑦ 経営管理体制の整備と拡充

コーポレート・ガバナンスを最重要課題のひとつと位置付け、経営統治機能の拡充に取り組んでまいります。コンプライアンスの徹底を始めとしてリスク管理、情報管理、情報開示体制等、内部統制システムの一層の整備と強化を進めてまいります。また、業容の拡大を支え成長戦略を推進する中で、変化に強くかつ柔軟な対応ができる全社的レベルのITシステム構築を中核とした経営基盤の整備と再構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第66期 平成26年3月期	第67期 平成27年3月期	第68期 平成28年3月期	第69期 (当連結会計年度) 平成29年3月期
売 上 高	6,411,571 千円	6,709,305 千円	6,908,406 千円	7,230,187 千円
経 常 利 益	325,232 千円	166,199 千円	569,598 千円	507,264 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	163,142 千円	△159,670 千円	406,465 千円	392,521 千円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	12.83 円	△12.56 円	31.98 円	30.89 円
総 資 産	8,730,766 千円	8,201,184 千円	8,577,400 千円	9,512,882 千円
純 資 産	2,251,706 千円	2,125,684 千円	2,498,798 千円	2,858,434 千円
1株当たり純資産額	177.06 円	167.19 円	196.65 円	225.01 円
自 己 資 本 比 率	25.8 %	25.9 %	29.1 %	30.0 %

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
不 ニ ラ イ フ (株)	38,000千円	100.00 %	医療機器の販売
FUJI LATEX SHANGHAI CO.,LTD.	300千US\$	100.00 %	緩衝器の輸出入および中国国内での販売

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
医療機器事業	コンドーム、水枕、グローブカバーの製造および販売
精密機器事業	緩衝器の製造および販売
S P 事業	バルーン、販売促進用品の販売
その他	食容器の製造および販売

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都千代田区	栃木工場	栃木県栃木市
大阪支社	大阪市淀川区	新栃木工場	栃木県栃木市
名古屋営業所	名古屋市名東区	真岡工場	栃木県真岡市
福岡営業所	福岡市博多区	ドイツ代表事務所	ドイツ デュッセルドルフ市

② 子会社

名称	所在地
不二ライフ(株)	東京都千代田区
FUJI LATEX SHANGHAI CO., LTD.	中国上海市

## (9) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
290名	13名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 従業員数には、臨時従業員（年間平均人員95名）を含めておりません。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	217名	8名増	39.9歳	11.9年
女性	66名	4名増	41.3歳	17.6年
合計または平均	283名	12名増	40.2歳	13.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、子会社からの出向者を含めております。  
2. 従業員数には、臨時従業員（年間平均人員93名）を含めておりません。

## (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
(株)りそな銀行	828,334千円
(株)みずほ銀行	603,834千円
(株)三菱東京UFJ銀行	534,668千円
(株)三井住友銀行	456,500千円
(株)商工組合中央金庫	353,334千円
(株)足利銀行	216,000千円
三井住友信託銀行(株)	176,000千円
日本生命保険相互会社	95,000千円
(株)百十四銀行	40,000千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 12,861,992 株 (自己株式158,855株を含む)
- (3) 株 主 数 1,721 名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
岡 本 和 子	1,691 <small>千株</small>	13.32 %
岡 本 昌 大	1,401 <small>千株</small>	11.03 %
岡 本 和 大	1,284 <small>千株</small>	10.11 %
岡 本 明 大	1,095 <small>千株</small>	8.62 %
不二ラテックス共栄会	582 <small>千株</small>	4.58 %
(株)りそな銀行	400 <small>千株</small>	3.15 %
岡 本 正 敏	331 <small>千株</small>	2.61 %
森 貴 義	300 <small>千株</small>	2.36 %
(株)大木	275 <small>千株</small>	2.16 %
オカモト(株)	268 <small>千株</small>	2.11 %

(注) 持株比率は自己株式 (158,855株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	伊 藤 研 二	FUJI LATEX SHANGHAI CO., LTD. 董事長
専務取締役 (代表取締役)	岡 本 昌 大	経営統轄本部長兼医療機器本部長兼研究開発部長 不二ライフ(株)代表取締役
常務取締役	畑 山 幹 男	経営統轄副本部長兼管理本部長兼財務部長兼総務 部長兼内部統制推進室長兼法務室長
取 締 役	渡 邊 正 徳	経営統轄副本部長兼海外営業部長
取 締 役	賀 長 信 吉	経営統轄副本部長兼精密機器本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	柏 村 明 克	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	深 沢 岳 久	弁護士
社 外 取 締 役 (監査等委員)	辻 新 六	

- (注) 1. 社外取締役である深沢岳久および辻新六の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 会計監査人および業務監査室等との連携を深化させ、臨機応変かつ高度な情報収集を可能とし、監査の環境整備にも努めさせるため、柏村明克氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役2名とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	5名	80百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （ 2名）	23百万円 （ 10百万円）
合 計	8名	103百万円

（注）上記には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）を含めておりません。

(4) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
深 沢 岳 久 （社外取締役（監査等委員））	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会への出席率は100%であります。弁護士としての専門的見地から、内部統制における危機管理やコンプライアンス等の法的処理および契約等について、発言および助言を適宜行いました。
辻 新 六 （社外取締役（監査等委員））	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会への出席率は100%であります。経営学の学識経験者（元大学教授）としての専門的見地から、内部統制における危機管理や人材育成、IT関連、工場の業務改善等について、発言および助言を適宜行いました。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

##### (2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他 財産上の利益の合計額	21百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 金額には消費税等を含めておりません。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

##### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」を取締役会において決議し、以下の体制をとっております。

#### ① 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

全取締役、全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、CSR委員会を設置し、その下にコンプライアンス部会、危機管理部会、環境管理部会を設置する。また、同委員会および各部会組成の趣旨に従い同委員会および各部会を適切に運営すると同時に、全取締役、全使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守して行動をとるための『行動規範』および『行動指針』を定める。

CSR委員を選任した上で、各部署にCSR責任者を配置し総務部に事務局を設置しており、同事務局はCSRに関わる事項を企画・立案するとともに各社員からの報告相談窓口となり委員長、委員に報告を行う。

万一CSRに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が責任者、委員を通じて社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

また、使用人が法令もしくは定款上疑義ある行為等を発見した場合にそれを報告通報しても当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する『内部通報者保護規程』を制定する。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取り扱いは、当社社内規程およびそれに関する各管理マニュアルに従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

取締役は『文書管理規程』により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為や異常事態、緊急事態が発生・発見された場合は、直ちに危機管理部会を招集し、その内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに検討・対応する体制を構築する。

業務監査室は各部門の日常的な業務全般に亘り管理状況を監査する中で、法令・定款違反その他の事由に基づきリスク発生の危険のある業務執行行為が発生した場合はその内容、それがもたらすリスクの程度についてCSR事務局（危機発生時は危機管理部会事務局）に報告し検討を行い、必要に応じ取締役会、監査等委員会に報告する体制とする。ま

た、取締役会はリスク管理体制を逐次見直し、問題点の把握と改善に努める。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は月1回の定例取締役会および適宜臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行が効率的に行われる体制を確保すると同時に、付議基準に該当する重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

さらに、各部門の責任者および執行役員以上をもって構成する全社会議を毎月開催し、業務執行状況並びに経営計画の進捗状況を確認・協議することで経営情報の共有を図り、その協議内容・指示に基づき各部門責任者は業務を展開する体制とする。また、経営統轄本部の副本部長以上を中心とした会議を毎週1回開催し、タイムリーな事案を経営トップに報告し、その対応方針等を協議し迅速・的確に業務を推進する体制を構築する。

経営計画の管理については、経営理念を軸に毎年策定する年度計画および中期経営計画に基づき各業務執行部門において目標を設定し、各担当取締役・執行役員は施策・業務遂行体制を決定し、その遂行状況は全社会議をはじめとした各会議等にて定期的に報告を行う。

⑤ 当社ならびに当社の子会社からなる企業集団に関する体制

1. 当社子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

年度経営計画、予算、決算等の一定事項について親会社と事前協議を行い、指示または承認を得るものとし、月次決算等の所定の事項については報告をする体制とする。

2. 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の業務監査については、親会社が実施する体制とする。

3. 当社子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役や監査役に親会社から複数名を派遣し、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制とする。

4. 当社子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスに関する問題、リスク管理に関する問題等は親会社の子会社を含めて管理する体制とする。

5. その他当社ならびに当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等の関係会社管理の担当部署として財務部内に関連事業課を置き、子会社を含む企業集団として業務の適正を確保するため、子会社経営者等と常に接点を持ち経

営全般について協議を行う。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として業務監査室を設置し、兼務の使用人を1名以上配置するものとする。

⑦ 前項の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人の任命等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会と事前に十分な協議を行う等、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するよう配慮を行う体制とする。

また、監査等委員より業務監査に必要な補助業務を求められた取締役および使用人は適切に対応できる体制とする。

⑧ 当社および当社子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および当社子会社の取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、必要な報告および情報提供を行うこととする。

監査等委員は、取締役会の他に、全社会議、その他の重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けるものとしており、そのために事前に日程等を連絡し出席を依頼する体制とする。

また、次のような重大・緊急事由が発生した場合は、当社および当社子会社の取締役および使用人は遅滞なく監査等委員会に報告をする。

1. 当社およびグループ会社の信用面、業績面に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上または財務上の問題
2. 法令・定款違反、不正行為で重大なもの
3. コンプライアンス上の通報で重大なもの
4. 重大な被害を与えたもの、受けたもの、その恐れのあるもの

なお、上記の報告をした者は「内部通報者保護規程」により保護され、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることのない体制とする。

- ⑨ 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制  
監査等委員がその職務の執行において、費用の前払い請求や費用の償還手続きをしたときは、請求にかかる費用または債務が当該職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに処理するものとする。
- ⑩ その他の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査等委員は、稟議書等業務執行に係る重要文書を閲覧し取締役および使用人に説明を求めることができ、さらに監査等委員は管理部門に協力を要請し、監査業務のサポートを求めることができる体制とする。  
常勤の監査等委員1名、非常勤の社外取締役である監査等委員2名の計3名で構成する監査等委員会を毎月開催し、重要事項につき協議するほか、定期的に会計監査人との情報交換を実施し、特に財務上の問題点につき協議する。  
監査等委員は、社長、会計監査人、業務監査室、各事業部門、グループ各社の取締役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保し監査業務の遂行を図る。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
金融商品取引法第24条の4の4に規定される内部統制報告書の提出を適正に行うため、取締役社長直轄の内部統制推進室が財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告の信頼性を確保する体制を構築する。  
また、取締役社長直轄の業務監査室が内部統制活動の整備・運用状況を監査し、取締役社長に報告する。
- ⑫ 反社会的勢力による被害を防止するための体制  
反社会的勢力による被害を防止するため、行動指針に『市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体とは断固として対決するものとし、一切の関係を遮断します。また、これらの活動を助長するような行為を行いません。トラブルが発生した場合は企業を挙げて立ち向かいます。』と定め、全社的に取り組む。  
また、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を設置し、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制を構築する。  
さらに、神田地区特殊暴力防止対策協議会および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に所属し、神田警察署、警視庁組織犯罪対策課と連携し、指導を受けるとともに情報の共有化を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般に関する運用状況

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を業務監査室が監査し、内部統制推進室が内部統制システムの体制整備を継続的に行いました。

② 職務執行の適正および効率性に関する運用状況

取締役会を毎月開催し、付議事項について迅速に的確な意思決定を行いました。また、取締役会での迅速な意思決定を推進するため、取締役会への付議事項を含めた全ての稟議案件を事前に協議する稟議審査会を週1回開催いたしました。さらに、各部門の責任者および執行役員以上をもって構成する全社会議を毎月開催し、業務執行の状況ならびに経営計画の進捗状況を確認したうえで、協議・指示をいたしました。

③ コンプライアンスおよびリスク管理に関する運用状況

コンプライアンス違反の早期発見を目的とした「内部通報者保護規程」を社内グループウェアに開示し、従業員に周知しております。また、コンプライアンス違反やリスク発生時に備えて、コンプライアンス部会と危機管理部会を設置し、各部門からの報告・検討・対策が迅速に行える体制を構築しております。

④ 監査等委員会に関する運用状況

監査等委員は監査等委員会および取締役会に出席するほか、常勤監査等委員が全社会議などの重要な会議に出席し、取締役および使用人から重要事項の報告を受けました。また、代表取締役と定期的に会合を行い、代表取締役との綿密な情報共有および提言を行いました。さらに、業務監査室と協働して複数部門への業務監査を実施し、改善事項の指摘ならびに改善計画の作成指示および確認を行いました。

⑤ 子会社の内部統制に関する運用状況

子会社の取締役および監査役として当社の役職員を複数名派遣し、業務が適正に運用されていることを確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

##### ① 剰余金の配当等に関する基本方針

当社は株主の皆様に対する利益を最重要経営課題のひとつとして位置付け、企業体質の一層の充実・強化と将来に向けた積極的な事業展開を推進し1株当たり利益の継続的な増加に努めます。この方針のもと、配当金につきましては業績に応じ、また適正な内部留保の充実、新規投資計画を考慮しつつ安定的な配当の継続に努めてまいります。

当社の配当につきましては、期末配当の年1回を基本的な方針とし、配当の決定機関は取締役会であります。

##### ② 当事業年度における剰余金の配当等の状況

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等の決定については株主総会の決議によらず取締役会の決議とする旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、当事業年度の業績を勘案し、当事業年度末日（平成29年3月31日）を基準日とする配当金を1株につき5円とさせていただくことを、平成29年5月15日開催の取締役会において決議いたしました。これにより配当金総額は63,515千円となりました。

---

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しており、その他は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,546,097</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,165,935</b>
現金及び預金	1,604,842	支払手形及び買掛金	373,479
受取手形及び売掛金	2,018,183	電子記録債権	844,045
電子記録債権	106,120	短期借入金	1,308,000
商品及び製品	349,438	1年内償還予定社債	420,000
仕掛品	645,236	1年内返済予定長期借入金	426,660
原材料及び貯蔵品	628,653	リース債権	121,218
繰延税金資産	69,870	未払法人税等	27,129
その他	124,820	未払消費税等	1,232
貸倒引当金	△1,067	未払費用	218,473
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,961,543</b>	賞与引当金	123,834
<b>有形固定資産</b>	<b>3,478,906</b>	設備関係支払手形	3,456
建物及び構築物	1,377,620	設備関係電子記録債権	244,105
機械装置及び運搬具	445,054	その他	54,300
土地	1,179,632	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,488,512</b>
リース資産	348,677	社債	200,000
建設仮勘定	44,666	長期借入金	1,569,010
その他	83,255	リース債権	313,637
<b>無形固定資産</b>	<b>100,352</b>	再評価に係る繰延税金負債	122,911
特許権	4,062	退職給付に係る負債	220,061
借地権	856	その他	62,892
ソフトウェア	88,695	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,654,447</b>
電話加入権	6,738	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>382,283</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,521,229</b>
投資有価証券	305,304	資本金	643,099
繰延税金資産	73,036	資本剰余金	248,362
その他	9,213	利益剰余金	1,663,894
貸倒引当金	△5,271	自己株式	△34,127
<b>繰延資産</b>	<b>5,241</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>337,205</b>
社債発行費	5,241	その他有価証券評価差額金	86,902
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,512,882</b>	土地再評価差額金	278,760
		為替換算調整勘定	9,036
		退職給付に係る調整累計額	△37,493
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,858,434</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>9,512,882</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,230,187
売上原価		5,347,104
売上総利益		1,883,083
販売費及び一般管理費		1,333,066
営業利益		550,016
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,838	
受取賃料	4,532	
受取保険金	94	
その他の	10,494	21,959
営業外費用		
支払利息	57,662	
賃貸費用	1,787	
シンジケートローン手数料	750	
その他の	4,511	64,711
経常利益		507,264
特別損失		
固定資産除却損	749	749
税金等調整前当期純利益		506,515
法人税、住民税及び事業税	81,792	
法人税等調整額	32,200	113,993
当期純利益		392,521
親会社株主に帰属する当期純利益		392,521

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	643,099	248,362	1,334,907	△33,118	2,193,252
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△63,535		△63,535
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			392,521		392,521
自 己 株 式 の 取 得				△1,009	△1,009
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	328,986	△1,009	327,977
当 期 末 残 高	643,099	248,362	1,663,894	△34,127	2,521,229

(単位：千円)

残高及び変動事由	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	67,813	278,760	17,576	△58,603	305,546	2,498,798
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△63,535
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						392,521
自 己 株 式 の 取 得						△1,009
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	19,088		△8,539	21,110	31,659	31,659
当 期 変 動 額 合 計	19,088	—	△8,539	21,110	31,659	359,636
当 期 末 残 高	86,902	278,760	9,036	△37,493	337,205	2,858,434

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

不二ライフ(株)、FUJI LATEX SHANGHAI CO., LTD.

#### (2) 非連結子会社

該当ありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

FUJI LATEX SHANGHAI CO., LTD. を除き、すべて連結決算日と一致しております。

FUJI LATEX SHANGHAI CO., LTD. の決算日は、12月31日ではありますが、連結計算書類作成にあたっては、決算日の差異が3ヶ月以内であるので、子会社の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

・時価のないもの…移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（3年ないし5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のもはゼロとしております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち会社で定めた支給対象期間中の当連結会計年度負担分を計上しております。

#### (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

##### ① 繰延資産の処理方法

###### 社債発行費

償還期間にわたり、定額法により償却しております。

##### ② 退職給付に係る会計処理の方法

###### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

##### ③ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

##### ④ 重要なヘッジ会計の方法

###### ・ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

###### ・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金利

###### ・ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを低減する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

###### ・ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

##### ⑤ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ15,516千円増加しております。

#### (追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	1,313,981千円
土	地	986,295千円
計		2,300,276千円

担保に係る債務

短期借入金	1,148,000千円
1年内返済予定長期借入金	366,660千円
長期借入金	1,438,010千円
計	2,952,670千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,265,046千円

3. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号 平成13年6月29日)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って計算する方法により算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

93,347千円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	3,350,000千円
借入実行残高	1,280,000千円
差引額	2,070,000千円

当社は平成26年3月27日付けで取引銀行8行と総額4,000,000千円のシンジケート・ローン契約（コミットメントライン3,000,000千円、タームローン1,000,000千円）を締結しております。

なお、本契約には、以下の財務制限条項が設けられております。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

平成29年3月末現在において、当社は当該財務制限条項に抵触していません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数

普通株式 12,861,992株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月16日 取締役会	普通株式	利益剰余金	63,535千円	5.00円	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	63,515千円	5.00円	平成29年3月31日	平成29年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主にコンドーム及び緩衝器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な設備資金並びに運転資金については主に銀行借入や社債発行にて調達をしております。剰余資金が生じた場合には、基本的に借入金の返済により資金効率を図る方針ですが、一時的には安全性の高い金融資産で運用を行ないます。デリバティブ取引は、金利および為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的として利用しており投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券につきましては主に取引先企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたもので、償還日は決算日後、最長で15年であります。また、シンジケート・ローン契約51億円には財務制限条項があり、抵触した場合は期限の利益を喪失するリスクがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,604,842	1,604,842	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,018,183	2,018,183	—
(3) 電子記録債権	106,120	106,120	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	216,648	216,648	—
資 産 計	3,945,794	3,945,794	—
(1) 支払手形及び買掛金	373,479	373,479	—
(2) 電子記録債務	844,045	844,045	—
(3) 短期借入金	1,308,000	1,308,000	—
(4) 社債	620,000	615,191	△4,808
(5) 長期借入金	1,995,670	1,975,082	△20,587
(6) リース債務	434,855	442,953	8,098
(7) 設備関係支払手形	3,456	3,456	—
(8) 設備関係電子記録債務	244,105	244,105	—
負 債 計	5,823,612	5,806,315	△17,296

### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 投資有価証券

これらの時価については、株式及び債券は取引所の価格によっております。

#### 負 債

##### (1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(7) 設備関係支払手形、並びに(8) 設備関係電子記録債務

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格のないものであり、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金、並びに(6) リース債務

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(千円)	88,656

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額 225円01銭
2. 1株当たりの当期純利益 30円89銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>5,385,645</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,151,931</b>
現金及び預金	1,438,366	支払手形	97,172
受取手形	552,944	電子記録債権	844,045
売掛金	1,478,349	買掛金	273,999
電子記録債権	106,120	短期借入金	1,308,000
商品及び製品	345,752	1年内償還予定社債	420,000
仕掛品	645,236	1年内返済予定長期借入金	426,660
原材料及び貯蔵品	628,653	リース債権	121,218
繰延税金資産	69,126	未払金	13,210
未収入金	60,411	未払費用	216,997
その他	61,697	未払法人税等	25,985
貸倒引当金	△1,013	預り金	24,300
<b>固定資産</b>	<b>4,096,780</b>	賞与引当金	122,121
<b>有形固定資産</b>	<b>3,509,713</b>	設備関係支払手形	3,456
建物	1,315,169	設備関係電子記録債権	244,105
構築物	62,451	その他	10,658
機械及び装置	445,054	<b>固定負債</b>	<b>2,423,578</b>
工具器具備品	82,097	社債	200,000
土地	1,211,597	長期借入金	1,569,010
リース資産	348,677	リース債権	313,637
建設仮勘定	44,666	再評価に係る繰延税金負債	122,911
<b>無形固定資産</b>	<b>99,655</b>	退職給付引当金	155,127
特許権	4,062	長期預り保証金	7,658
借地権	856	その他	55,234
ソフトウェア	88,482	<b>負債合計</b>	<b>6,575,510</b>
電話加入権	6,253	<b>純資産</b>	<b>の部</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>487,411</b>	<b>株主資本</b>	<b>2,546,494</b>
投資有価証券	305,304	資本金	643,099
関係会社株式	127,542	資本剰余金	248,362
出資金	20	資本準備金	248,362
繰延税金資産	51,205	利益剰余金	1,689,159
差入保証金	3,430	利益準備金	175,375
その他	2,709	その他利益剰余金	1,513,784
貸倒引当金	△2,801	別途積立金	242,000
<b>繰延資産</b>	<b>5,241</b>	繰越利益剰余金	1,271,784
社債発行費	5,241	自己株式	△34,127
<b>資産合計</b>	<b>9,487,667</b>	<b>評価・換算差額等</b>	<b>365,662</b>
		その他有価証券評価差額金	86,902
		土地再評価差額金	278,760
		<b>純資産合計</b>	<b>2,912,157</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>9,487,667</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		7,147,102
売上原価		5,332,956
売上総利益		1,814,146
販売費及び一般管理費		1,274,408
営業利益		539,738
営業外収益		
受取利息	236	
受取配当金	6,397	
受取貸料	7,944	
受取保険金	94	
雑収入	9,127	23,800
営業外費用		
支払利息	54,951	
支払利息	2,710	
社債発行償却	2,480	
貸付費用	2,817	
支払保証料	2,014	
為替差損	5,786	
シンジケートローン手数料	750	
雑損失	16	71,527
経常利益		492,011
特別損失		
固定資産除却損	632	632
税引前当期純利益		491,378
法人税、住民税及び事業税	77,215	
法人税等調整額	31,920	109,135
当期純利益		382,243

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	643,099	248,362	175,375	242,000	953,076	1,370,451
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△63,535	△63,535
当 期 純 利 益					382,243	382,243
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	318,708	318,708
当 期 末 残 高	643,099	248,362	175,375	242,000	1,271,784	1,689,159

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△33,118	2,228,795	67,813	278,760	346,573	2,575,369
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当		△63,535				△63,535
当 期 純 利 益		382,243				382,243
自 己 株 式 の 取 得	△1,009	△1,009				△1,009
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			19,088		19,088	19,088
当 期 変 動 額 合 計	△1,009	317,698	19,088	—	19,088	336,787
当 期 末 残 高	△34,127	2,546,494	86,902	278,760	365,662	2,912,157

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式  
移動平均法による原価法
    - ② その他有価証券
      - ・時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
      - ・時価のないもの…移動平均法による原価法
  - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
通常の販売目的で保有するたな卸資産  
移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)  
定率法によっております。  
ただし、建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。  
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)  
定額法によっております。  
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3年ないし5年)に基づく定額法によっております。
  - (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とした定額法によっております。  
なお、残存価額については、リース契約上に残価保証があるものは当該残価保証額とし、それ以外のものはゼロとしております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員に対し支給する賞与の支払いに充てるため、支給見込額のうち会社で定めた支給対象期間中の当事業年度負担分を計上しております。

- (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
4. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法  
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…金利スワップ  
ヘッジ対象…借入金利息
- (3) ヘッジ方針  
借入金の金利変動リスクを低減する目的で金利スワップ取引を行っており、投機的な取引は行っておりません。なお、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。
- (4) ヘッジ有効性評価の方法  
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 繰延資産の処理方法  
社債発行費  
償還期間にわたり、定額法により償却しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (4) 消費税等の会計処理方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ15,516千円増加しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建	物	1,313,981千円
土	地	1,004,530千円
計		2,318,512千円

担保に係る債務

短期借入金	1,148,000千円
1年内返済予定長期借入金	366,660千円
長期借入金	1,438,010千円
計	2,952,670千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,245,362千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	27,098千円
関係会社に対する短期金銭債務	2,242千円

4. 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	3,350,000千円
借入実行残高	1,280,000千円
差引額	2,070,000千円

当社は平成26年3月27日付けで取引銀行8行と総額4,000,000千円のシンジケート・ローン契約(コミットメントライン3,000,000千円、タームローン1,000,000千円)を締結しております。

なお、本契約には、以下の財務制限条項が設けられております。

- (1) 各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を前年同期比75%以上に維持する。
- (2) 各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにする。

平成29年3月末現在において、当社は当該財務制限条項に抵触しておりません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 関係会社に対する売上高	95,467千円
(2) 関係会社からの仕入高	48,135千円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	9,626千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	158,855株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

流動資産

(繰延税金資産)

未払事業税	5,369千円
賞与引当金	37,735千円
賞与引当金に係る未払社会保険料	5,614千円
たな卸評価損	18,683千円
その他	1,723千円
繰延税金資産合計	<u>69,126千円</u>

固定資産

(繰延税金資産)

退職給付引当金	47,468千円
役員退職慰労未払金	16,034千円
投資有価証券評価損	3,361千円
ゴルフ会員権評価損	5,169千円
減損損失	8,246千円
減価償却費の償却超過額	46,563千円
その他	867千円
繰延税金負債(固定)との相殺	<u>△31,775千円</u>
繰延税金資産小計	95,935千円
評価性引当額	<u>△44,730千円</u>
繰延税金資産合計	<u>51,205千円</u>

固定負債

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	31,775千円
繰延税金資産(固定)との相殺	<u>△31,775千円</u>
土地再評価に係る繰延税金負債	122,911千円
繰延税金負債合計	<u>122,911千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.1%
住民税の均等割	0.6%
法人税の特別控除	△8.4%
評価性引当額の増減	△0.9%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>22.2%</u>

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額	229円24銭
2. 1株当たりの当期純利益	30円08銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月12日

不二ラテックス株式会社  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 崎 清 孝 ㊤  
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 竹 村 純 也 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二ラテックス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二ラテックス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 5月12日

不二ラテックス株式会社  
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公 認 会 計 士 山 崎 清 孝 ㊞  
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公 認 会 計 士 竹 村 純 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二ラテックス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

不二ラテックス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 柏村明克 ㊟

監査等委員 深沢岳久 ㊟

監査等委員 辻新六 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 株式併合の件

##### 1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所では、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、また、株主の皆様の権利に影響を及ぼすことがないように、株式併合を行うものであります。

##### 2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

##### 3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

##### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

3,000,000株

##### 5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はございません。  
また、議決権などの株主様の権利も変動はございません。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、所要の変更を行うものであります。(変更案第2条)
- (2) 第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合(10分の1)に応じて発行可能株式総数を3,000万株から300万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日の経過をもって本附則を削除するものいたします。(変更案第6条、第7条、附則)

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>ゴム製品の製造、加工および販売</u></p> <p><u>6. プラスチック製品の製造、加工および販売</u></p> <p><u>7. 医療機器、医薬品、医薬部外品、健康食品、食料品、健康機器の製造、加工および販売</u></p> <p><u>8. 日用品雑貨、玩具、防臭剤、石油化学製品の製造、加工および販売</u></p> <p><u>9. 精密機械器具、機械工具、電気装置機器の製造、加工および販売</u></p> <p><u>10. 免振器具の製造および販売</u></p> <p>11. 衣料品の販売</p> <p>14. 工業薬品の販売</p> <p>22. 酒類の販売</p> <p>12. 前各号の製品の輸出入および保管・管理</p> <p>13. 不動産の賃貸管理</p> <p>16. 音楽、演劇、映画、遊園地、スポーツ等の入場券および商品券の委託販売ならびに各種催し物の企画、運営の請負</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>ゴム製品およびゴム製品製造機械の製造、加工ならびに販売</u></p> <p><u>2. プラスチック製品の製造、加工および販売</u></p> <p><u>3. 医療機器、医薬品、医薬部外品、健康食品、食料品、健康機器および化粧品の製造、加工ならびに販売</u></p> <p><u>4. 日用品雑貨、玩具、防臭剤および石油化学製品の製造、加工ならびに販売</u></p> <p><u>5. 緩衝器、油空圧精密機器および免振器具の製造、加工ならびに販売</u></p> <p><u>6. 前号製品の装置機器および型の製造、加工ならびに販売</u></p> <p><u>7. 衣料品の販売</u></p> <p><u>8. 工業薬品の販売</u></p> <p><u>9. 酒類の販売</u></p> <p><u>10. 前各号の製品の輸出入および保管・管理</u></p> <p><u>11. 不動産の賃貸管理</u></p> <p><u>12. 音楽、演劇、映画、遊園地、スポーツ等の入場券および商品券の委託販売ならびに各種催し物の企画、運営の請負</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>17. 広告宣伝の情報媒体の企画および販売</p> <p>25. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p><u>2. 理・美容関係製品の製造、加工および販売</u></p> <p><u>3. 美容機器の製造、販売およびリース</u></p> <p><u>4. 美容サロンの経営</u></p> <p><u>5. ゴム製品製造機械、緩衝器製造機械の製造および販売</u></p> <p><u>15. 旅客鉄道会社乗車券用磁気カードおよびテレホンカード等の料金前払カードの販売</u></p> <p>18. 損害保険代理業</p> <p><u>19. コンピューターならびにその周辺機器およびソフトウェアの販売</u></p> <p>20. 娯楽施設（ボウリング場）の運営</p> <p><u>21. ボウリング用品の販売</u></p> <p><u>23. 化粧品の販売</u></p> <p><u>24. 各種自動販売機の販売およびリース</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>30,000,000</u>株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>( 条文省略 )</p> <p>( 新 設 )</p>	<p>13. 広告宣伝の情報媒体の企画および販売</p> <p><u>14. 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>( 削 除 )</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000,000</u>株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>( 現行どおり )</p> <p>(<u>定款一部変更の効力発生日</u>)</p> <p><u>第6条 (発行可能株式総数) および第7条 (単元株式数) の変更の効力発生日は、平成29年10月1日とする。なお、本附則は効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	伊藤 研二 (昭和25年1月26日生)	昭和48年3月 当社入社 昭和56年6月 不二精器(株)入社 平成8年5月 同社取締役技術部長 平成14年4月 当社取締役新栃木工場長兼製造部長 平成16年4月 当社取締役執行役員不二精器事業部長兼新栃木工場長 平成17年6月 当社常務取締役執行役員精密機器事業部長 平成18年4月 当社常務取締役執行役員営業本部長 平成21年6月 当社専務取締役執行役員管理本部長兼研究開発部長 平成23年6月 当社代表取締役社長執行役員(現) 平成23年12月 FUJI LATEX SHANGHAI CO., LTD. 董事長(現)	43,820株
2	岡本 昌大 (昭和51年12月5日生)	平成11年4月 オカモト(株)入社 平成14年4月 当社入社 平成18年10月 当社営業本部副本部長兼S P事業部長 平成19年6月 当社取締役執行役員営業本部副本部長兼S P事業部長 平成21年6月 当社常務取締役執行役員営業本部長兼海外事業部長 平成22年4月 当社常務取締役執行役員営業本部長兼ヘルスケア事業部長 平成23年4月 当社常務取締役執行役員経営統轄本部長兼医療機器事業部長兼研究開発部長 平成23年5月 不二ライフ(株)代表取締役(現) 平成23年6月 当社専務取締役執行役員経営統轄本部長兼医療機器事業部長兼研究開発部長 平成24年4月 当社代表取締役専務執行役員経営統轄本部長兼医療機器事業部長 平成26年4月 当社代表取締役専務執行役員経営統轄本部長兼医療機器本部長兼研究開発部長(現)	1,401,500株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3	<p style="text-align: center;">はた やま みき お 畑 山 幹 男 (昭和30年10月1日生)</p>	<p>昭和53年4月 (株)協和銀行(現(株)りそな銀行)入行 平成14年9月 (株)あさひ銀行(現(株)りそな銀行)新横浜支店長 平成16年4月 (株)りそな銀行新宿西口支店長 平成17年4月 当社入社管理本部財務部長 平成17年6月 当社執行役員管理本部財務部長 平成19年6月 当社取締役執行役員管理本部副本部長兼財務部長兼内部統制推進室長 平成24年4月 当社常務取締役執行役員財務部長兼内部統制推進室長兼基幹システム構築室長 平成24年6月 当社常務取締役執行役員財務部長兼総務部長兼内部統制推進室長兼基幹システム構築室長兼法務室長 平成26年4月 当社常務取締役執行役員経営統轄副本部長兼管理本部長兼財務部長兼総務部長兼内部統制推進室長兼基幹システム構築室長兼法務室長 平成28年10月 当社常務取締役執行役員経営統轄副本部長兼管理本部長兼財務部長兼総務部長兼内部統制推進室長兼法務室長(現)</p>	10,000株
4	<p style="text-align: center;">わた なべ まさ のり 渡 邊 正 徳 (昭和28年1月5日生)</p>	<p>昭和52年3月 当社入社 昭和56年6月 不二精器(株)入社 平成3年4月 同社昭和田工場長 平成7年4月 同社新栃木工場長 平成15年6月 当社不二精器事業部F S営業部長 平成18年4月 当社営業本部副本部長兼精密機器事業部長 平成18年6月 当社執行役員精密機器事業部長 平成23年6月 当社取締役執行役員精密機器事業部長 平成26年4月 当社取締役執行役員精密機器本部長兼海外営業部長 平成27年4月 当社取締役執行役員経営統轄副本部長兼海外営業部長(現)</p>	26,334株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	<p style="text-align: center;">が ちょう しん きち 賀 長 信 吉 (昭和31年2月26日生)</p>	<p>昭和62年8月 不二精器㈱入社 平成17年4月 当社新栃木工場技術部長 平成18年4月 当社新栃木副工場長兼製造部長兼技術部長 平成19年4月 当社新栃木工場長兼製造部長 平成20年4月 当社新栃木工場長兼製造部長兼技術部長 平成21年6月 当社執行役員新栃木工場長兼製造部長兼技術部長 平成21年10月 当社執行役員新栃木工場長兼製造部長兼技術部長兼品質保証室長 平成27年4月 当社執行役員精密機器本部長兼営業部長 平成27年6月 当社取締役執行役員経営統轄副本部長兼精密機器本部長(現)</p>	6,247株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、平成29年3月31日現在の状況を記載しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結のときをもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	かしむらあきよし 柏村明克 (昭和27年1月26日生)	昭和49年3月 当社入社 平成14年6月 当社管理本部第一総務部長 平成16年6月 当社執行役員管理本部総務部長兼法務室長兼秘書室長 平成17年4月 当社執行役員管理本部総務部長兼法務室長 平成17年6月 当社取締役執行役員管理本部総務部長兼法務室長 平成18年4月 当社取締役執行役員管理本部副本部長兼総務部長兼法務室長兼秘書室長 平成19年4月 当社取締役執行役員管理本部長兼人事部長兼法務室長 平成21年4月 当社取締役執行役員総務部長兼法務室長 平成24年6月 当社常勤監査役 平成27年6月 当社取締役常勤監査等委員(現)	12,000株
2	ふかざわたかひさ 深沢岳久 (昭和44年6月7日生)	平成9年4月 弁護士登録(菊地・玉木法律事務所入所) 平成11年4月 深澤法律事務所入所(現) 平成12年10月 当社監査役 平成27年6月 当社取締役監査等委員(現)	0株
3	つじしんろく 辻新六 (昭和23年1月18日生)	昭和48年4月 神戸商科大学経済研究所助手 昭和59年10月 同助教 平成6年4月 流通科学大学情報学部経営情報学科教授 平成15年6月 当社監査役 平成20年3月 流通科学大学退官 平成27年6月 当社取締役監査等委員(現)	12,000株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 深沢岳久氏および辻新六氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。  
3. 深沢岳久氏および辻新六氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 社外取締役候補者とした理由について

- (1) 社外取締役候補者の深沢岳久氏は、平成9年に弁護士登録され、弁護士としての企業法務の専門知識と豊富な経験をもとに、コーポレートガバナンスの強化と業務執行等の適法性および妥当性について客観的、中立的に提言をしていただくことを目的として、社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- (2) 社外取締役候補者の辻新六氏は、30年以上に亘る経営学、経営情報学を中心とした専門知識の研究と大学教授の経験をもとに、コーポレートガバナンスの強化と業務執行等の適法性および妥当性について客観的、中立的に提言をしていただくことを目的として、社外取締役候補者とするものであります。

なお、同氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

5. 社外取締役候補者との責任限定契約について

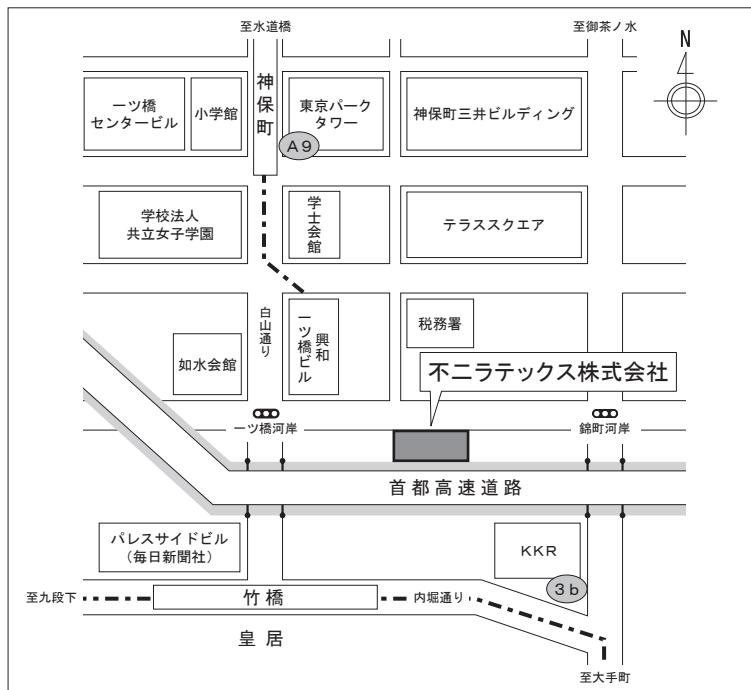
当社と深沢岳久氏および辻新六氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

なお、両氏が選任された場合、当社は両氏との間で、上記の責任限定契約を継続する予定であります。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1  
当 社 5階会議室  
電 話 (03) 3293-5681



## 最 寄 駅

- 東京メトロ東西線「竹橋駅」3b出口より 徒歩約3分
- 都営地下鉄新宿線／三田線  
東京メトロ半蔵門線 「神保町駅」A9出口より 徒歩約5分